

【令和7年度 物品の購入等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
太陽観光株式会社	静岡県 浜松市中央区上島7丁目4番1号	令和7年4月 5日から 令和7年5月 4日まで (1カ月)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第2第8号 (不正又は不誠実な行為)	令和7年3月24日に執行した「浜松市立保育園等遠足バス及び発表会リハーサルバス賃貸借」の指名競争入札において、落札したにもかかわらず入札金額の積算に不備があったことを理由に契約を辞退したため。
新明和工業株式会社	兵庫県 宝塚市新明和町1番1号	令和7年4月12日から 令和7年7月11日まで (3カ月)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	新明和工業株式会社らは、機械式駐車装置の設置工事について当該工事の供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるよう調整することで、同業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。なお、当該資格者は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。
有限会社ヤマテ通商	静岡県 浜松市中央区若林町1623番地の1	令和7年5月 8日から 令和7年5月21日まで (2週間)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第1第4号 (契約違反)	令和7年2月28日に執行した「皮剥ぎ機（デハイダー）の購入について」のオープンセンターにおいて落札し、納入期限を令和7年3月31日として契約締結したにもかかわらず、納入を令和7年4月28日まで遅延させたため。

【令和7年度 物品の購入等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
水窪町森林組合	静岡県 浜松市天竜区水窪町地頭方248番地の1	令和7年5月 8日から 令和7年5月21日まで (2週間)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第1第8号 (安全監理措置の不適切により生じた物品の購入等の関係者事故)	令和6年3月1日に発生した作業員の死亡事故について、作業場所周辺の倒木などを取り除く措置を講じなかつたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴された。
社会福祉法人和光会	静岡県 浜松市中央区和光町517番地	令和7年6月28日から 令和7年7月27日まで (1カ月)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第2第8号 (不正又は不誠実な行為)	令和5年9月下旬から10月上旬までの間、発注工事の指名競争入札における業者選定に便宜を図るよう依頼を受け現金を受け取ったとして、社会福祉法違反(収賄)の疑いで元業務執行理事が令和7年6月18日に逮捕された。
極東開発工業株式会社	大阪府 大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	令和7年10月25日から 令和8年1月24日まで (3カ月)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社は、特定特装車製品の販売価格の決定において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、当該資格者は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。
新明和工業株式会社	兵庫県 宝塚市新明和町1番1号	令和7年10月25日から 令和8年 1月24日まで (3カ月)		

【令和7年度 物品の購入等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
坪井モータース	静岡県 浜松市浜名区豊保152番地の8	令和7年12月13日から 令和8年 1月12日まで (1カ月)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第2第8号 (不正又は不誠実な行為)	令和7年11月25日執行の「公用車（小型乗用自動車）の購入」に係る指名競争入札において、落札したにもかかわらず、納入期限に間に合わないという理由から契約を辞退したため。
株式会社SBSプロモーション	静岡県 静岡市駿河区森下町1番35号 静岡MYタワー	令和8年1月 6日から 令和8年1月19日まで (2週間)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第1第4号（契約違反）	令和7年7月9日付で浜松市と株式会社SBSプロモーションが締結した「浜松市プレコンセプションケア普及啓発業務」の業務委託契約において、個人情報の漏えい（個人情報を閲覧できる事案の発生）があったため。
日本交通技術株式会社	東京都 台東区上野七丁目11番1号	令和8年1月20日から 令和8年7月19日まで (6カ月)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反行為)	日本交通技術株式会社、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社、株式会社トーニチコンサルタントは、浜松市が発注した特定跨線橋点検等業務委託において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントについては課徴金減免制度の適用を受けており、その事実が公表されている。
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	愛知県 名古屋市中村区名駅五丁目33番10号			
大日コンサルタント株式会社	岐阜県 岐阜市薮田南三丁目1番21号			
株式会社トーニチコンサルタント	東京都 渋谷区本町一丁目13番3号			

【令和7年度 物品の購入等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

業者名	所在地	入札参加停止等期間	該当事項	理由
株式会社三工商会	静岡県 浜松市中央区下江町442番地 の1	令和8年1月20日から 令和8年2月19日まで (1カ月)	浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項 別表第2第8号 (不正又は不誠実な行為)	令和7年12月26日執行の「加圧式液体窒素容器の購入について」のオープンカウンターにおいて、落札したにもかかわらず、納入期限に間に合わないという理由から契約を辞退したため。